

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

5 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

以下、略称は、本判決で定めるもののほかは、原判決のものによる。

- 10 1 宮崎市内に居住して生活保護法に基づく生活扶助を受給していた被控訴人らは、平成25年に行われた、厚生労働大臣による「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）（保護基準）中の生活扶助基準（別表第1）の改定（以下「本件改定」という。）を理由として、宮崎市福祉事務所長から、それぞれ、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定（本件各
- 15 変更決定）を受けた。

本件は、被控訴人らが、本件改定は違法であるなどと主張して、控訴人に対し、本件各変更決定の取消しを求める事案である。

原審は、被控訴人らの請求を認容したところ、控訴人が同判断を不服として本件控訴を提起した。

- 20 2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、下記(1)のとおり補正し、下記(2)及び(3)のとおり当審における当事者の補充主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」（以下「原判決第2」という。）の1、2、4及び5までに記載のとおりであるから、これを引用する。以下、補正して引用する原判決第2の2の前提事実を、同2
- 25 の符号を利用して「前提事実(1)」などという。

(1) 原判決の補正

ア 原判決 8 頁 1 7 行目の「展開するための指数」の次に「。年齢、世帯人員、級地に応じた基準生活費の額を定めるために標準世帯の生活扶助基準額を基軸として所要の指数を乗ずることを「展開」という。」を加える。

イ 原判決 2 9 頁 1 5 行目と 1 6 行目の間に以下のとおり加える。

5 「d 消費者物価指数を改定の指標として用いることについては、平成 1 5 年中間とりまとめにおいて、改定の指標のあり方について、「例えば、年金の改定と同じように消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられる。」と指摘されていたから、消費者物価指数を改定の指標として用いることが専門機関の示した見解
10 と整合しないとする見方は当たらない。」

(2) 当審における控訴人の補充主張

ア 判断枠組みについて

現在の確立した判例法理は、憲法 2 5 条及び生活保護法の趣旨、目的等からすれば、保護基準の改定について、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの極めて広範な裁量権が認められるとするものであるから、
15 保護基準の改定に係る厚生労働大臣の判断については、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなどしない限り、当不当の問題として同大臣の政治的責任が問われることはあっても、直ちに違法の問題を生ずることはないというべきである。この判断は、特に判断過程を個別に取り
20 出して判断することなく、本件改定の内容を上記判断枠組みに当てはめることによって判断することが可能である。

老齢加算訴訟についての最高裁判決（最高裁平成 2 2 年（行ツ）第 3 9 2 号、同年（行ヒ）第 4 1 6 号同 2 4 年 2 月 2 8 日第三小法廷判決・民集 6 6 卷 3 号 1 2 4 0 頁、最高裁平成 2 2 年（行ヒ）第 3 6 7 号同 2 4 年 4 月 2 日第二小法廷判決・民集 6 6 卷 6 号 2 3 6 7 頁）の事案と本件とは、
25 老齢加算が、4 0 年にわたり支給されていたものを将来に向けて永続的に

されていたことからすれば、厚生労働大臣が平成25年検証の結果に基づき生活扶助基準の「展開のための指数」について適正化を図ることには合理性がある。

また、厚生労働大臣は、平成25年報告書において子どものいる世帯への配慮の必要性や平成25年検証の統計上の限界等が指摘されていたこと、
5 今後も基準部会による検証が行われることが予定されていたことから、子どものいる世帯への配慮（貧困の世代間連鎖の防止）及び次回の検証を見据えた措置として、平成25年検証の結果の反映の比率を一律2分の1とする措置（2分の1処理）を行うこととした。

10 以上のとおり、ゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断過程には、改定後の保護基準が現実の生活条件を無視した著しく低いものとなりかねないような重大な過誤、欠落があるとは認められず、十分な合理性が認められるから、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、
15 欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

ウ デフレ調整について

平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界金融危機によって、一般国民の生活水準が下落する一方、生活扶助基準の減額改定が行われず
20 据え置かれてきた結果、生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）と一般国民の生活水準との均衡が崩れていた。当時の最新の全国消費実態調査のデータである平成21年全国消費実態調査によれば、平成19年検証等において生活扶助基準額と比較すべきとされた夫婦子1人の一般低所得世帯の消費水準は、夫婦子1人世帯の生活扶助基準額を約12.6%下回るものであり、平成21年から本件改定時まで一般低所得世帯の消費水準が
25 増加する社会情勢にはなかつたといえることからすると、生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）を引き下げる必要があることは明らかであった。

したがって、生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）を改定することとした厚生労働大臣の判断は、その判断の根拠となった平成20年以降の社会経済情勢や一般国民の生活水準の変化を示す統計等との間に合理的関連性が認められるから、その判断過程には合理性が認められる。

5 また、水準均衡方式による生活扶助基準の毎年度の改定や平成16年検証及び平成19年検証においては消費が指標として用いられていたという経緯があったものの、本件改定が検討された当時、平成21年全国消費実態調査によれば、平成19年検証等において生活扶助基準額と比較すべきとされた夫婦子1人の一般低所得世帯の消費水準は、夫婦子1人世帯の生活扶助基準額を約12.6%下回るものとなっていたから、消費水準を指
10 標として生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）を改定すると、減額幅が大きくなることが想定されたこと、消費の動向が将来の予測を含む消費者の主観等の様々な要素に影響されるものであり、平成20年以降の経済状況下では消費が過度に抑えられている可能性もあったから、厚生労働大臣は、消費そのものではなく、消費の構成要素の一つである物価を指標として改定を行うこととした。そして、消費者物価指数を改定の指標として用いることについては、平成15年中間取りまとめにおいて、消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられると指摘
15 されていたことを踏まえると、消費者物価指数を改定の指標として用いることが専門機関の示した見解と整合しないとする見方は当たらない。

20 以上によると、生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）の改定に当たり物価変動を指標とすることとした厚生労働大臣の判断は、その判断の根拠となった統計等との間に合理的関連性が認められるから、その判断過程には合理性があると認められる。

25 (3) 当審における被控訴人の補充主張

 ア ゆがみ調整について

平成25年検証が、生活扶助基準の比較対象を一般低所得世帯（年間収入階級が第1・十分位層に属する世帯）としたことは、昭和39年から昭和58年までの期間採用された格差縮小方式における比較対象が一般勤労者世帯の消費水準であり、昭和58年以降採用されている水準均衡方式における比較対象も、一般国民生活における消費水準であったことなどから、誤りというべきである。

また、2分の1処理は、平成25年検証の結果を反映させる比率を一律2分の1とするものであるから、その限度でしか生活保護受給世帯間の公平や生活扶助基準額の展開部分の適正化は実現されないことになるし、そもそも、2分の1処理は、生活扶助基準額が増額となる類型の各指数も同様に2分の1としたのであるから、生活扶助基準額が増額となる世帯にとっては、激変緩和措置とはなっておらず、控訴人が、当初は2分の1処理を激変緩和措置と位置付けてはいなかったことも考慮すると、ゆがみ調整は、統計等の客観的な数値等の合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いており、生活保護法3条、8条2項に反して違法である。

イ デフレ調整について

厚生労働大臣は、現行の保護基準が定立された年ではなく、近年で最も物価が高くなった年を物価算定の起点とし、算定式としてラスパイレス方式とパーシェ方式の混合式を用い、生活保護基準の改定等のための基礎資料を得ることを目的としてなされる社会保障生計調査結果は使用しないで、一般世帯の家計調査結果のみを生活扶助相当CPI算定の資料として使用して物価の下落率を算定した上、基準部会等の外部の専門家による検討を経ることもなくデフレ調整を行ったのであるから、厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠くものである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人らの請求には理由があると判断する。その理由は、下記2のとおり補正し、下記3のとおり当審における当事者の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」(以下「原判決第3」という。)の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。以下、引用する原判決第3の1の認定事実を、同1の符号を利用して「認定事実(1)」などという。

2 原判決の補正

(1) 原判決66頁7行目から8行目にかけての「ゆがみ調整につき平成25年検証の反映比率を2分の1としたほか、」を削る。

(2) 原判決77頁14行目の「(最高裁)から78頁1行目の「参照)」までを削り、同頁2行目から79頁11行目を次のとおりと、同頁12行目の「エ」を「ウ」とそれぞれ改める。

「イ そうすると、厚生労働大臣は、生活扶助基準を改定するに当たり、それにより基準生活費を減額されることとなる被保護者の期待的利益についての配慮の要否等を含め、上記のような専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているものというべきであり、本件改定は、その判断に上記見地からの裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合に、生活保護法3条、8条2項に違反して違法となるものと解される。そして、生活扶助基準の改定の要否の判断の前提となる最低限度の生活の需要に係る評価や被保護者の期待的利益についての配慮は、上記のような専門技術的な考察に基づいた政策的判断であるところ、これまでも生活扶助基準の改定に際しては、専門家により構成される合議制の機関等により、各種の統計や資料等に基づく専門技術的な検討がされてきたところである。

これらの経緯等に鑑みると、厚生労働大臣の上記の裁量判断の適否に係る裁判所の審理においては、主として本件改定に至る判断の過程及び

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500

手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきものと解される（以上につき、最高裁平成22年（行ツ）第392号、同年（行ヒ）第416号同24年2月28日第三小法廷判決・民集66巻3号1240頁、最高裁平成22年（行ヒ）第367号同24年4月2日第二小法廷判決・民集66巻6号2367頁、最高裁令和5年（行ヒ）第397号、同第398号同7年6月27日第三小法廷判決、最高裁令和6年（行ヒ）第170号同7年6月27日第三小法廷判決参照）。」

(3) 原判決82頁24行目の「あったといえ、」から83頁1行目末尾までを次のとおり改める。

「あったといえるほか、基準部会で指摘された子どものいる世帯への影響に配慮する必要性等を考慮して、減額率を限定することには合理性があるし、ゆがみ調整が、生活保護受給世帯間の公平を図るため、生活扶助基準における展開のための指数を適正化することを目的とするものであることに照らせば、生活保護受給世帯間の公平性を担保するため、増額率を限定することにも一定の合理性があるといえることも踏まえると、厚生労働大臣が2分の1処理を行ったことが不合理であるとはいえない。」

(4) 原判決85頁23行目から98頁9行目までを次のとおり改める。

「(3) デフレ調整の適否について

ア 平成19年報告書において、生活扶助基準額が一般低所得世帯における生活扶助相当支出額と比べて高めになっていることが指摘され（認定事実(4)ウ(i)b(b)）、平成20年9月以降の世界的な金融危機の影響により、同年から平成21年の完全失業率、一般勤労者世帯（事業所規模5人以上）の1人平均月間現金支給総額に係る前年比指数割合、総務省CPI、全国勤労者世帯家計収支のいずれも大幅に悪

化し、その傾向は平成23年まで継続していた（認定事実(6)イ）。
にもかかわらず、平成20年度から平成24年度までの生活扶助基準
について水準均衡方式による改定が行われなかったこと（認定事実
(6)ア(イ)）からすると、厚生労働大臣が、本件改定当時、生活扶助基
5 準の水準と一般国民の生活水準との間に不均衡が生じていると判断し
たことにつき、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知
見との整合性に欠けるところがあるとはいえない。

イ そして、生活扶助基準の改定方式につき、生活保護法その他の法令
には何らの定めもなく、厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地
10 からの裁量権が認められることからすれば、生活扶助基準の改定の際
にどのような指標を用いるかについても、同大臣の裁量に委ねられて
いるといえる。

もともと、生活保護法8条2項にいう「最低限度の生活の需要を満
たす」とは、生活扶助については、最低限度の消費水準を保障するこ
15 とを意味するものとして理解されてきたものであり、昭和58年意見
具申を踏まえて昭和59年度以降採用されてきた水準均衡方式も、当
時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上、最低限度の消
費水準を保障するものとしてほぼ妥当なものとなったとの評価を前提
として、一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般
20 国民の消費実態との調整を図る方式により生活扶助基準を改定してい
くことによって、一般国民の消費実態との関係において妥当な生活扶
助の水準を維持しようとするものである。

これに対し、物価は、これが変動すれば消費者の消費行動に一定の
影響が及ぶとは考えられるものの、飽くまで消費と関連付けられる諸
25 要素の一つにすぎず、物価変動が直ちに同程度の消費水準の変動をも
たらすとはいえない。昭和58年意見具申においても、賃金や物価は、

そのままでは消費水準を示すものではないので、参考資料にとどめるべきものとされていた（前提事実(2)イ）。平成15年中間取りまとめでは、生活扶助基準の改定方式の在り方に関し、改定の指標について、例えば、消費者物価指数の伸びを改定の指標の一つとして用いることも考えられるとされた（認定事実(3)ウ(ウ)）が、これは、物価変動率を考え得る指標の一つとして例示し、その検討の必要性に言及したにすぎない。平成25年報告書にも、平成25年検証の結果を踏まえて生活扶助基準の見直しを検討する際に、他に合理的説明が可能な経済指標を総合的に勘案する場合がありますことを前提とする記載があるが、ここにいう経済指標に物価変動率が含まれるとしても、それは総合的に勘案する指標の一つにすぎないし、平成25年報告書も、これを勘案する場合にはその根拠を明確に示すべきことを求めている（認定事実(5)イ(エ)a(d)②）。現に、本件改定前において、物価変動率のみを指標として生活扶助基準が改定されたことはなかった。

以上によれば、物価変動率は、生活扶助基準の改定の際の指標の一つとして勘案することが直ちに許容されないものとはいえないとしても、それだけでは消費実態を把握するためには限界のある指標であるといわざるを得ないから、前記アの不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として基準生活費の改定率を定めることが、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を有するものというためには、前記限界を踏まえても、なお物価変動率のみを直接の指標とすることが合理的であることにつき、物価と最低限度の消費水準との関係や、従来水準均衡方式による改定との連続性、整合性の観点を含め、専門的知見に基づいた十分な説明がされる必要があるというべきである。

しかしながら、控訴人は、平成15年中間取りまとめにおいて、消

5 費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることも考えられるとされていたことを挙げて、物価変動率のみを直接の指標として用いても専門的知見と整合しないとはいえない旨説明するにすぎず、前記アの不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることが合理的であることについて、専門的知見に基づいた十分な説明がされているということとはできない。そして、物価変動率を指標とすることが、一般論としては専門的知見と整合しないものではないからといって、それまで水準均衡方式によって改定されてきた生活扶助基準を、物価変動率のみを直接の指標として改定することが直ちに合理性を有するものとはならないから、前記アの不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、基準部会等による審議検討は経られておらず、物価変動率のみを直接の指標として用いる合理性を基礎づけるに足りる専門的知見があるとは認められない。

15 そうすると、デフレ調整における改定率の設定については、前記アの不均衡を是正するために物価変動率のみを直接の指標として用いたことに、専門的知見との整合性を欠くところがあり、この点において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったものというべきである。

20 なお、平成29年検証において、本件改定後の夫婦子1人世帯における生活扶助基準額が一般低所得世帯の生活扶助相当支出額と概ね均衡することが確認された（認定事実(8)ウ(ア)）が、デフレ調整において物価変動率のみを直接の指標として用いた厚生労働大臣の判断には、従来の水準均衡方式における改定との連続性等の点において専門的知見との整合性を欠くところがあったというべきことは上記のとおりであって、デフレ調整が基準生活費を一律に4.78%も減ずるもので

あり、生活扶助を受給していた者の生活に大きな影響を及ぼすものであることも考慮すると、本件改定後に行われた平成29年検証の結果によって、デフレ調整に係る同大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったとの上記評価が左右されることはないというべきである。

5 (4) 以上によれば、本件改定は、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、生活保護法3条、8条2項に違反して違法である。」

3 当審における当事者の補充主張について

10 (1) 控訴人は、第2の2(2)アのとおり、保護基準の改定については厚生労働大臣に専門技術的かつ政策的な見地からの極めて広範な裁量権が認められる上、本件は老齢加算訴訟の場合とは改定の経緯や受給者の期待的利益等の状況が異なるから、保護基準の改定に係る厚生労働大臣の判断については、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定するなどしない限り、当不当の問題として同大臣の政治的責任が問われることはあっても、直ちに違法の問題を

15 生ずることはなく、特に判断過程を個別に取り出して判断する必要はない、仮に、判断過程審査の方法を採用するとしても、厚生労働大臣の判断過程に何らかの過誤、欠落があるというだけでは足りず、当該過誤、欠落が「最低限度の生活の具体化」に関するものであり、かつ、改定後の保護基準

20 が現実の生活条件を無視した著しく低いものとなりかねないような重大なものである場合に限られ、仮に過誤、欠落があっても、そのような程度に至らない過誤、欠落にとどまる限り、判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない旨を主張する。

25 しかしながら、生活保護法3条や8条2項にいう最低限度の生活は、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済

5 的、社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断されるべきものであり、厚生労働大臣がこれを具体化するに当たっては、高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものであるから、厚生労働大臣には、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権が認められる
10 ところ、厚生労働大臣の裁量判断の適否にかかる裁判所の審理においては、主として本件改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきものであることは、引用する原判決第3の2(1)のとおりである。控訴人が本件と老齢加算訴訟との相違点と主張する
15 事情は、具体的判断において考慮すれば足り、異なる判断基準を採用する理由とはならない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

(2) 被控訴人は、前記第2の2(3)アのとおり、平成25年検証が、生活扶助
15 基準の比較対象を一般低所得世帯（年間収入階級が第1・十分位層に属する世帯）としたことは、それまでの比較対象が一般勤労者世帯の消費水準や一般国民生活における消費水準であったことなどから誤りであり、2分の1処理についても、平成25年検証の結果を反映させる比率を一律2分の1とする
20 ものであるから、その限度でしか生活保護受給世帯間の公平や生活扶助基準額の展開部分の適正化は実現されないことになるし、そもそも、2分の1処理は、生活扶助基準額が増額となる世帯にとっては激変緩和措置とはなっておらず、控訴人が、当初は2分の1処理を激変緩和措置と位置付けてはい
25 なかったことも考慮すると、ゆがみ調整は、統計等の客観的な数値等の合理的関連性や専門的知見との整合性を欠いており、生活保護法3条、8条2項に反して違法である旨を主張する。他方、控訴人は、前記第2の2(2)イのとおり、ゆがみ調整は、基準部会の平成25年検証の結果を踏まえ、生活扶助基準の「展開のための指数」（生活保護受給世帯間における相対的な較差）

の適正化を図ったもので、平成25年報告書において子どものいる世帯への配慮の必要性や平成25年検証の統計上の限界等が指摘されていたこと、今後も基準部会による検証が行われることが予定されていたことから、子どものいる世帯への配慮（貧困の世代間連鎖の防止）及び次回の検証を見据えた措置として、平成25年検証の結果の反映の比率を一律2分の1とする措置（2分の1処理）を行うこととしたのであるから、厚生労働大臣の判断過程には、十分な合理性が認められ、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続における過誤、欠落の有無等の観点からみて裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない旨を主張する。

この点については、平成25年検証が生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として、平成21年全国消費実態調査の個票データを用いて算出した第1・十分位層の世帯を用いたことも含め、厚生労働大臣の判断について平成25年検証の結果に統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところがあるとはいえないし、2分の1処理が展開のための指数を適正化するという観点や生活保護受給世帯間の公平を図るという観点からは、増額となる世帯についても2分の1処理を行うことに合理性が認められるといえることは、前記補正して引用する原判決第3の2(2)のとおりである。

したがって、被控訴人の上記主張は、採用することができない。

(3) 控訴人は、前記第2の2(2)ウのとおり、平成21年全国消費実態調査によれば、平成19年検証等において生活扶助基準額と比較すべきとされた夫婦1人の一般低所得世帯の消費水準は、夫婦1人世帯の生活扶助基準額を約12.6%下回るものであり、生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）を引き下げる必要があることは明らかであって、消費水準を指標として生活扶助基準の「水準」（絶対的な高さ）を改定すると、減額幅が大きくなることが想定され、消費の動向が将来の予測を含む消費者の主観等の様々な要素

に影響されるものであり、平成20年以降の経済状況下では消費が過度に抑えられている可能性もあったから、厚生労働大臣は、消費そのものではなく、消費の構成要素の一つである物価を指標として改定を行うこととした、消費者物価指数を改定の指標として用いることについては、平成15年中間取り
5
まとめにおいて、消費者物価指数の伸びも改定の指標の一つとして用いることなども考えられると指摘されていたから、消費者物価指数を改定の指標として用いることが専門機関の示した見解と整合しないとはいえない旨を主張する。他方、被控訴人は、第2の2(3)イのとおり、厚生労働大臣は、現行の保護基準が定立された年ではなく、近年で最も物価が高くなった年を物価
10
算定の起点とし、算定式としてラスパイレス方式とパーシェ方式の混合式を用い、生活保護基準の改定等のための基礎資料を得ることを目的としてなされる社会保障生計調査結果は使用しないで、一般世帯の家計調査結果のみを生活扶助相当CPI算定の資料として使用して物価の下落率を算定した上、
15
基準部会等の外部の専門家による検討を経ることもなくデフレ調整を行ったのであるから、厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的
関連性や専門的知見との整合性を欠くものであると主張する。

この点については、物価は、消費と関連付けられる諸要素の一つに過ぎず、物価変動が直ちに消費水準の変動をもたらすものとはいえないため、昭和58年意見具申においても参考資料にとどめるべきものとされ、平成25年報
20
告書においても、物価変動率のみを、合理的な根拠を示すことなく採用することが許容されていたとはいえないことなどから、基準部会等による審議、
検討を経ることなく、物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整を行ったことは、専門的知見との整合性を欠くものであり、厚生労働大臣の判断の
25
過程及び手続には過誤、欠落があったというべきであることは、前記補正して引用する原判決第3の2(3)のとおりである。平成15年中間取りまとめは、消費者物価指数の伸びを指標とすることについての検討の必要性に言及

したものに基づき、物価変動率を直接の指標として用いることについての専門的知見の裏付けであるとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

第4 結論

5 よって、被控訴人らの請求をいずれも認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 小 田 島 靖 人

10

裁判官俣木泰治及び同鈴木麻奈美は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 小 田 島 靖 人

15